

JICA コンサルタント等契約における一部業務の標準契約約款改正と 消費税一部不課税化の概要

2018年5月1日
JICA 調達部

1. 改正の背景

現状 JICA コンサルタント等契約は、成果品の完成を約し対価を支払うと約款に規定し、また、契約金額全体を消費税の課税対象としています。

一方で、コンサルタント等契約には、技術協力プロジェクトのように、成果品の完成を約すことが契約の本来の目的とは必ずしも言い難く、役務の提供を求める業務に該当するものもあり、そのような契約については業務の実態に即して約款を変更することが適切です。また、その場合は、国外で実施される役務に係る消費税を不課税化することが妥当と考えています。

2. 改正の概要

(1) 改正のポイント

① 約款の改正

- コンサルタント等契約のうちの一部業務に適用する約款について、成果品の完成を約す契約から、業務の完了を約す契約へと改正します。

② 消費税の一部不課税化

- 上記①の新たな約款を適用する契約について、国外での役務提供に係る対価について消費税不課税対象とします。

③ 部分払制度の変更

- 上記①の新たな約款を適用する契約について、部分払制度を変更します。

(2) 適用対象契約

現行約款を適用するもの	改正約款を適用するもの
成果品の完成を約すことを契約の目的とするもの	業務の完了を約すことを契約の目的とするもの
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">全額を消費税課税対象とするもの</div> 【業務実施契約】 <ul style="list-style-type: none"> ・基礎情報・収集確認調査 ・協力準備調査 ・詳細設計調査 ・事後評価調査 ・開発計画調査型技術協力 右記以外のもの 【業務実施契約(単独型)】 <ul style="list-style-type: none"> ・外部事後評価 	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">消費税を一部不課税対象とするもの</div> ⇒参考① 【業務実施契約】 <ul style="list-style-type: none"> ・技術協力プロジェクト ・円借款/海外投融資附帯プロジェクト 【業務実施契約(単独型)】 <ul style="list-style-type: none"> ・原則として外部事後評価を除く全契約 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-top: 10px;">消費税を全額不課税対象とするもの</div> ⇒参考② 【業務実施契約】 <ul style="list-style-type: none"> ・入札支援・施工監理のみを対象とした契約

※上記いずれの取扱いとするかは個別の公示及び業務指示書に記載します。

【参考①】消費税の内外判定

- 消費税法第4条第3項第2号(抜粋)
役務の提供である場合：当該役務の提供が行われた場所(当該役務の提供が国際運輸、国際通信その他の役務の提供で当該役務の提供が行われた場所が明らかでないものとして政令で定めるものである場合には、政令で定める場所)
- 消費税法施行令第6条第2項第6号
前各号に掲げる役務の提供以外のもので国内及び国内以外の地域にわたって行われる役務の提供その他の役務の提供が行われた場所が明らかでないもの
：役務の提供を行う者の役務の提供に係る事務所等の所在地
- 消費税法基本通達5-7-15(抜粋)
法第4条第3項第2号に規定する役務の提供が行われた場所とは、現実に役務の提供があった場所として具体的な場所を特定できる場合にはその場所をいうのであり、具体的な場所を特定できない場合であっても役務の提供に係る契約において明らかにされている役務の提供場所があるときは、その場所をいうものとする。
したがって、役務の提供に係る契約において明らかにされている役務の提供場所がある場合には、これらに定められた場所により国内取引に該当するかどうかを判定することとなり、役務の提供の場所が明らかにされていないもののほか、役務の提供が国内と国外の間において連続して行われるもの及び同一の者に対して行われる役務の提供で役務の提供場所が国内と国外の双方で行われるもののうち、その対価の額が合理的に区分されていないものについて、令第6条第2項第6の規定により判定することに留意する。

【参考②】消費税の内外判定

- 消費税法施行令第6条第2項第5号(抜粋)
専門的な科学技術に関する知識を必要とする調査、企画、立案、助言、監督又は検査に係る役務の提供で次に掲げるもの(以下この号において「生産設備等」という。)の建設又は製造に関するもの：当該生産設備等の建設又は製造に必要な資材の大部分が調達される場所
イ 建物(その附属設備を含む。)又は構築物(口に掲げるものを除く。)
ロ 鉱工業生産施設、発電及び送電施設、鉄道、道路、港湾設備その他の運輸施設又は漁業生産施設
ハ イ又は口に掲げるものに準ずるものとして財務省令で定めるもの

(注)大部分とは50%超を指します。

- 消費税法施行規則第2条
令第6条第2項第5号ハに規定する財務省令で定めるものは、変電及び配電施設、ガス貯蔵及び供給施設、石油貯蔵施設、通信施設、放送施設、工業用水道施設、上水道施設、下水道施設、汚水処理施設、農業生産施設、林業生産施設、ヒートポンプ施設、ばい煙処理施設、窒素酸化物抑制施設、粉じん処理施設、廃棄物処理施設、船舶、鉄道用車両又は航空機とする。

(3) 対価の額の区分(消費税を一部不課税化するものについて)

①合理的区分の考え方

- 国内での役務提供に係る経費を国内分の対価、国外での役務提供に係る経費を国外分の対価と区分します(経費の支払地や支払者の所在地にかかわらず、国外での役務提供に係る経費は国外分の対価と区分します)。

②費目の内外区分

費目		区分	区分の考え方
直接 経 費	旅費(航空賃)	国外分(注1)	国外での役務提供に係る経費のため
	旅費(その他)	国外分(注1)	国外での役務提供に係る経費のため
	一般業務費	国外分	国外での役務提供に係る経費のため
	成果品作成費	国内分	国内での役務提供に係る経費のため
	機材費	国外分(注2)	国外で使用される機材に係る経費のため
	再委託費	国内分(国内再委託費) 国外分(現地再委託費)	それぞれ国内、国外で行われる役務の提供(再委託)であるため(注3)
	国内業務費	国内分	国内での役務提供に係る経費のため
直接人件費	国内分(国内作業人月分) 国外分(現地作業人月分)	国外での役務の提供分と国内での役務の提供分とが明確に区分できるため(注3)	
その他原価	国内分(国内作業人月分)	直接人件費に一定の率を乗じて計算されるものであるため(注4、5)	
一般管理費等	国外分(現地作業人月分)		

(注1) 海外居住の業務従事者の旅費は、本邦への渡航にかかる旅費を国内分、それ以外を国外分とします。

(注2) 受注者が日本国内で購入し国外で使用する機材に課される仮払消費税は、当該受注者の事業年度終了の日から2ヵ月以内に提出される消費税確定申告にて、当該受注者の他の仮払消費税と合わせて、仕入税額控除の対象となるため、当該受注者においては、当該機材に課される仮払消費税の負担はありません。従って、消費税税抜の金額で積算してください。(機材費以外にも、国外分の対価と区分される経費で、消費税が課されたものの取扱いも、同様に、消費税税抜の金額で積算してください。)

(注3) 国内再委託(本邦業者への再委託)であっても、再委託業務が国外で行われるものは国外分の対価と区分します。

(注4) 海外居住の業務従事者については、日当・宿泊料が計上される場合は「現地業務」として業務人月を算定しますが、「現地業務」のうち本邦における業務にかかる直接人件費、その他原価、一般管理費等は、国内分の対価として区分し、消費税課税対象となります。

(注5) 「その他原価」、「一般管理費等」は、特記仕様書もしくは仕様書の「業務の内容」に記載されている役務に対して直接発生した費用を積算の上、役務提供対価としているのではなく、直接人件費に一定の率を乗じて計算され、当機構が受注者に支払います。そのため、直接人件費がなければ、受注者は「その他原価」、「一般管理費等」を当機構に請求できない性格のもの、すなわち、直接人件費に連動して支払われるものですので、直接人件費が日本国外(国内)の役務に対する対価であれば、「その他原価」、「一般管理費等」として算出される金額も、日本国外(国内)の役務に対する対価と区

分します。

③不課税対象費目から課税対象費目への流用に伴う消費税額の増額

- 一般業務費、現地再委託費等から成果品作成費、国内再委託費、国内業務費への流用(中項目間流用)、及び現地再委託費から国内再委託費への流用の場合は、3者打合簿によりその妥当性と増額金額を確認するとともに、費目間流用に伴う消費税の増額により契約金額(税込み)を超える額が累計で50万円を上回る場合は契約変更を行い、下回る場合は精算対応とします。
- 現地業務から国内業務へ人月の振替を行った場合は、消費税額は増額となりますが、日当・宿泊料は減額となるため、双方を合わせると減額となります。そのため、現状の運用どおり、契約金額(税抜)の増額がない限り受注者裁量での振替が可能です。
- なお、業務実施契約(単独型)については、基本的に旅費以外の直接経費を契約に含まないため、本件費目間流用に伴う消費税額の増額というケースは生じません。

(4)部分払制度

①部分払制度の概要

- 下表のとおり。

②部分払制度の運用

- 業務実施契約で改正約款を適用するものについては、基本的に下表の(1)を適用し、必要性によって(2)の適用を検討します。
- 業務実施契約(単独型)で改正約款を適用するものについては、下表の(1)を適用します。

	現行約款を適用するもの	改正約款を適用するもの⇒参考③	
部分払対象	契約書に規定する一部業務の完了(中間成果品の提出)	(1)契約書に規定する一定期間の業務の完了(注1)	(2)契約書に規定する作業の区分の業務の完了
契約書での規定事項(注2)(注3)	・対象とする一部業務(中間成果品):契約書及び特記仕様書に規定	・対象とする一定の期間:契約書に規定 ・役務提供額を確定する算定基準である費目:契約書に規定	・対象とする作業の区分:契約書及び特記仕様書に規定 ・対象作業の金額(精算前):契約金額内訳書に記載
		【留意事項】契約の履行期間中に条項を追加する契約変更は原則不可(業務自体の追加に伴い部分払を追加する必要が生じた場合を除く)(注4)	
対象費目(注5)	・直接経費のうち、旅費、機材費、再委託費 ・直接人件費	・直接経費のうち、旅費 ・直接人件費 ・その他原価、	・全ての費目(契約書に規定する作業の区分ごとに当該作

	・その他原価、 ・一般管理費等	・一般管理費等	業に要した経費を 合算して算定)
支払請求必 要書類 (注5)	・業務部分完了届 ・中間成果品 ・契約金相当額計算書	・業務部分進捗届 ・業務進捗報告書 ・契約金相当額計算書 ・証拠書類写	・業務部分完了届 ・業務部分完了報告書 ・契約金相当額計算書 ・証拠書類写

(注1) 一定期間については合意の上、任意に設定します。

(注2) 改正約款を適用するものについては、契約書及び契約約款の条項を、“中間における役務提供額の確定及び部分払”とします。

(注3) 改正約款を適用するものについても、現行の運用どおり打合簿で支払時期を確認します。(一定の期間による部分払の場合は想定金額についても確認します。作業の区分による部分払いの支払時期は打合簿により変更可能です。)

(注4) 契約締結時に“中間における役務提供額の確定及び部分払”条項を定めていることが原則です。また、当初契約に「中間における役務提供額の確定及び部分払」条項があるものについて、当初契約の同条項に規定する「一定の期間」や「作業の区分」を変更したり、新たな「一定の期間」や「作業の区分」を追加したりすることは、業務の実際の進捗状況などに応じて相当の理由が認められる場合に限り、契約変更を行った上で、当該変更や追加が可能です。この場合の契約変更の際には、当該変更や追加の必要性について相当の理由が認められるかを十分に確認します。

(注5) 詳細は「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」をご参照ください。

【参考③】技術役務の提供に係る資産の譲渡等の時期

➤ 消費税法基本通達 9-1-11

設計、作業の指揮監督、技術指導その他の技術に係る役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、原則として、その約した役務の全部の提供を完了した日であるが、その技術に係る役務の提供について次に掲げるような事実がある場合には、その支払を受けるべき報酬の額が確定した日にその確定した金額に係る役務の提供を行ったものとする。ただし、その支払を受けることが確定した金額のうち役務の全部の提供が完了するまで又は1年を超える相当の期間が経過するまで支払を受けることができないこととされている部分については、その完了する日とその支払を受ける日とのいずれか早い日を資産の譲渡等の時期とすることができる。

(1) 報酬の額が現地に派遣する技術者等の数及び滞在期間の日数等により算定され、かつ、一定の期間ごとにその金額を確定させて支払を受けることとなっている場合

(2) 例えば、基本設計に係る報酬の額と部分設計に係る報酬の額が区分されている場合のように、報酬の額が作業の段階ごとに区分され、かつ、それぞれの段階の作業が完了する都度その金額を確定させて支払を受けることとなっている場合

(5)適用開始時期

➤ 2018年5月以降の新規公示案件及び新規契約締結案件(継続契約)から適用開始します。なお、既存契約の変更契約は対象外です。

3. 本件に関する照会窓口

JICA 調達部計画・制度課 消費税不課税化照会窓口宛 prtpd@jica.go.jp

以上